

平成30年度社会福祉法人水戸市社会福祉協議会事業計画

I 基本理念

社会福祉法人水戸市社会福祉協議会は、水戸市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化並びに福祉サービス利用者の人格の尊重と能力に応じた地域生活支援により、地域福祉の増進を図ることを目的として事業を行います。

II 基本方針

今日の社会福祉を取り巻く状況は、超高齢社会の進行や少子化による人口減少、コミュニティ機能の低下などを背景に、家族や公的制度だけでは解決できない様々な問題が発生しています。加えて、孤独死やひきこもり、虐待事例が増加するなど、問題解決に向けた地域での連携がますます重要になってきています。一方、国における福祉関連の法改正や制度改革等の動きの中で、地域における公益的な活動が求められ、各地で地域のネットワークを活用した新しい支え合いの体制づくりが始まっています。

このような中で、水戸市社会福祉協議会は、幅広い構成団体との連携を図り、安心安全な地域づくり、生活支援体制の整備、生活困窮者の自立支援、お互いを尊重し支え合う絆づくりなど、市民の福祉ニーズに応えられる体制づくりとともに、誰もが住み慣れた地域の中で安心して元気に暮らせる「福祉のまち水戸」の実現のため、各事業に取り組みます。また、施設運営においては、サービスの質の向上を図るとともに、利用者の立場・視点に立った運営に取り組んでいきます。

III 重点目標

- 1 一人ひとりの人権を尊重し、誰もが安心して暮らせる「福祉のまち水戸」の実現に努めます。
- 2 社協支部運営基盤の強化と自主財源の増強に努めます。
- 3 市民の福祉意識の啓発とボランティア活動の振興に努めます。
- 4 ふれあい助け合い活動、自立生活支援及び介護支援等の充実に努めます。
- 5 福祉施設利用者の意向を尊重し、適正な支援及び運営に努めます。

IV 実 施 事 業

1 組織管理・広報等

福祉関連の法改正や制度改革等の動きに対応するための情報収集，また，職員個々のスキルアップが法人自体の体力強化に繋がるよう研修会を開催していきます。広報紙「みんなのしあわせ」，ホームページ及びSNSで，積極的な情報発信を行い，市民の福祉への関心，参加を促し，市民みんなで「福祉のまち水戸」実現に向けて努力します。

(1) 役員，評議員，委員会委員の役割

本会の組織運営をはじめ，事業計画・予算並びに事業報告・決算の運営全般の審議を行います。

- ア 評議員選任・解任委員会の開催
- イ 理事会，評議員会，委員会の開催
- ウ 監査

(2) 広報啓発事業

本会の各種事業や地域での福祉活動を広く市民に情報提供し，社会福祉への理解を図るため啓発を推進します。また，社会福祉活動に協力援助された方々を顕彰し，市民福祉の向上を図ります。

ア 第49回水戸市社会福祉大会の開催

社会福祉への理解を図るための啓発のひとつとして開催します。

イ 社会福祉功労者等の顕彰

社会福祉活動にすぐれた働きをした方及び社会福祉活動に協力援助した功績顕著な方を顕彰します。

ウ 広報紙「みんなのしあわせ」の発行（年4回）【重点】

本会の各種事業や地域での福祉活動を広く市民に情報提供し，社会福祉への理解を図るための啓発として，更に充実した広報紙の発行を行います。

エ インターネットホームページの更新【重点】

充実したホームページとするために更新頻度を高くし，常に新しい情報の提供をしていきます。

オ SNSを活用した広報活動の展開【重点】

水戸市のフェイスブックと連携し、水戸市と協同で地域での福祉活動について広く市民に情報提供するとともに、社協独自のフェイスブックの開設に向けて取り組みます。

カ みんなの福祉のまちづくり憲章の活用

市民の皆様の日頃から福祉への関心と福祉のまちづくりに目を向けていただくとともに、みんなの力で福祉のまち水戸を目指すため、地域のイベントや会議集会等で、福祉のまちづくり意識の高揚が図られるよう唱和を行います。

(3) 「水戸市福祉ボランティア会館」の運営（市より指定管理）

水戸市の指定管理を受け、福祉ボランティア会館の部屋の貸出しや福祉ボランティア活動の事業推進を行います。

(4) 役職員研修会の開催及び参加

役職員の資質の向上を図るための研修を企画するほか、関係団体が開催する研修会に積極的に参加します。

(5) 茨城県社会福祉協議会職員連絡協議会中央支部関係【新規】

平成30～31年度の2年間、事務局として職員の研修会や交流会を実施します。

(6) 法人化50周年記念事業の準備【新規】

2 地域福祉推進事業

住民と社協が手を携え、安心して暮らすことのできる環境づくりを目指し、地域福祉の課題の共有と解決に向けた事業に取り組んでいきます。地域福祉推進事業としては支部の地域活動と水戸市からの新規受託事業である生活支援体制整備事業を重点事業として活動していきます。また、社会福祉法人連絡会の運営支援でも、地域貢献活動を生かした地域づくりへの関わりを企画していきます。

(1) 福祉のまちづくり推進計画の推進

ア みとの福祉を考える座談会参加者交流会の開催（市と共催）【重点】

水戸市との共催により、地域福祉活動のため支部活動情報の交換と地域での活動の具体化に向けて、「水戸の福祉を考える座談会」参加者交流会を開催します。

(2) 水戸市社会福祉協議会会員会費募集【重点】

各種自主事業推進の実施財源を確保するため、市民の皆様に会員会費による地域福祉活動を理解していただき会員拡大に努めるとともに、地域福祉活動の推進を図ります。

(3) 水戸市社会福祉協議会支部活動の推進

本会の32支部の交流と支部活動の支援を実施するとともに、支部事業活動のための助成を行います。また、民生委員・児童委員の調査協力により、市内の援護を要するひとり暮らし高齢者等の現況確認を目的とした福祉台帳の整備を行います。

- ア 支部長連絡協議会の運営
- イ 支部活動費助成
- ウ 支部役員研修会の開催
- エ 支部活動促進事業
- オ 福祉台帳の整備

(4) 地域見守り活動協働事業モデル事業【重点】

日常生活並びに災害発生時の地域での支え合いに向け、小学校区（支部単位）での高齢者を中心とした見守り活動を行います。

(5) 生活支援体制整備事業【新規】

水戸市からの受託により、2名の生活支援コーディネーターを配置し、地域のニーズ、活動資源の発掘、地域でのネットワークづくり、支える担い手の育成を行い、高齢者が地域で安心して生活できるよう支えます。

(6) 高齢者福祉関係

- ア 第45回金婚祝賀会の開催（市と共催）

結婚50年を迎えるご夫妻を招待し、祝賀会を開催します。

- イ 敬老会の開催（各地域主催団体と共催）

高齢者の長寿を敬い、地域での交流を目的として満75歳以上の方を招待し、敬老会を開催します。

- ウ 高齢者慶祝事業

満88歳を迎える方に対し、支部ごとに長寿のお祝いを行います。

- エ 愛の定期便事業（市より受託）

身体的、精神的な不安があり見守りが必要なひとり暮らしの高齢者

に対し、近隣の協力者が週3回乳製品を配達しながら安否確認や孤独感の解消を図ります。

オ 高齢者クラブ事業補助(大会・作品展・芸能発表会)

水戸市の高齢者クラブが行う事業への補助を行います。

カ 水戸市老人福祉センターの運営(7施設)(市より指定管理)

60歳以上の高齢者に生きがいのある生活を送っていただくため、様々な教室や講座を開催します。また、介護予防事業や広く地域との連携を図れるような多世代交流事業などを行います。

また、水戸市老人福祉センター柳堤荘・水戸市老人福祉センターあかね荘・水戸市老人福祉センター葉山荘・水戸市老人福祉センター長者山荘・水戸市常澄老人福祉センター・水戸市南部老人福祉センター・水戸市末広老人福祉センターの施設管理運営を行います。

- ①各種教養講座 ②健康相談 ③教室講座作品展示及び発表会
- ④陶芸窯の管理運営 ⑤研修室等の貸出 ⑥公衆浴場の運営
- ⑦介護予防事業 ⑧老人福祉センター売店の設置 ⑨多世代交流サロン

(7) 児童・母子父子福祉関係

ア 子ども遊び場危険防止柵設置補助

子どもを交通事故などから守り、健全な育成を図るために遊び場の危険防止柵などの設置費の一部に助成を行います。

イ 交通遺児就学奨励金贈呈(県社協より受託)

小中学校を卒業する交通遺児に対して、就学奨励金を贈呈します。

ウ のびのび子ども作品展参加補助

水戸市のびのび子ども作品展出展児童に参加記念品を贈呈します。

(8) 障害者(児)福祉関係

ア ふれあいのひろば補助

ふれあいのひろば実行委員会が主催する、障害がある人もない人も共に集い、文化・スポーツ活動の「ふれあい・交流の場」を通じて、「共に生きる地域社会」づくりを目的とするふれあいのひろば実施への補助を行います。

イ 障害者機能回復訓練事業補助

水戸市障害者（児）福祉団体連合会（市障連）が主催する，障害者の機能回復訓練と親睦を目的とした事業に補助を行います。

ウ 肢体不自由児者野外訓練事業補助

水戸市肢体不自由児者父母の会が主催する，肢体不自由児者とその家族が野外活動を通じて日常生活を円滑に営むことを学ぶ訓練事業に補助を行います。

エ 水戸市身体障害者スポーツ・レクリエーション大会（市・市障連と共催）

身体障害者がスポーツ・レクリエーションを通じて体力の増強を図るとともに，積極的な自立と友愛の輪を広める大会運営への補助を行います。

(9) 福祉機器リサイクル事業（市より受託）

使用しなくなった車いす，エアーマットや特殊寝台等を受入れ，修繕消毒を行い，高齢者，障害者，一時的な疾病のために日常生活への支援が必要な方に短期的な貸出しを行います。

(10) 福祉相談所の運営

ア 心配ごと相談所の運営

市民の福祉増進を図るため，日常生活のあらゆる心配ごとや悩みごとに応ずる相談所を開設します。

イ 結婚相談所（みとマリッジセンター）の運営

結婚を希望する未婚者の出会いの機会を広げる相談所を開設します。

(11) 歳末たすけあい援護事業

共同募金歳末たすけあい募金の配分金により，在宅で援護を必要としている世帯及び歳末地域たすけあい事業への援護金の配分を行います。

(12) 地域福祉活動団体支援（地域福祉活動費）

地域福祉活動の推進を図るため，共同募金運動協力団体への支援を行います。

(13) ふれあいサロン及び子育てサロン助成

地域の人たちがお互いに支え合いながら生活することのできる仲間作りの場となる「ふれあいサロン（高齢者や障害者）」及び「子育てサロ

ン（子育て中の親など）」に対しての助成を行います。

(14) 社会福祉関係団体等事業への参加協力並びに補助

社会福祉を推進する団体が行う各種の事業などへの参加協力並びに事業への補助を行います。

(15) 共同募金運動の協力

社会福祉法人茨城県共同募金会が行う「共同募金・歳末たすけあい募金」「テーマ型募金」運動に協力します。

(16) 社会福祉法人連絡会の運営

社会福祉法人相互の情報提供と協力による、地域貢献活動推進のため連絡会の運営支援を行います。

(17) ボランティアセンターの運営【重点】

住民のボランティア活動拠点となるボランティアセンター運営を行います。

(18) ボランティア振興事業

ボランティアに関するニーズ把握・相談・広報啓発・情報提供やボランティア各種講座等の開催及び活動助成を行います。

ア ボランティア相談の開設

イ ボランティアセンター広報啓発事業

① ボランティアセンターだより発行（年4回）

② ボランティア活動関連ホームページの更新

ウ ボランティアサークル等研修会・連絡会の開催

登録ボランティアサークルへの情報提供と研修会を行います。

エ ボランティア養成講座の開催

① 夏休み親子チャレンジボランティア講座

市内の小学生と保護者を対象にボランティアについて学びます。

② 地域ボランティアミニ体験講座

車いす・アイマスク白杖・高齢者疑似体験等を通してボランティア活動に必要な技術と知識を習得します。

③ こどもたちのボランティア活動推進講座

市内の小学生が様々なボランティア活動を年間通して行います。

④ 地域活動ボランティア育成講座【新規】

1 人暮らし高齢者を対象とした会食会や、家事にお困りの方など、料理ボランティア養成により、ボランティア活動に参加するきっかけづくりと生きがい、地域福祉活動参加の一助になる人材の育成を目的とする講座を開催します。

オ 福祉体験教室・パソコン相談の開催及び福祉体験コーナーの設置

- ① 手話体験教室
- ② 点字体験教室
- ③ 要約筆記体験教室
- ④ 福祉用具フリー体験
- ⑤ パソコン相談

カ 福祉活動機材等貸与事業

綿菓子機・ポップコーン機・かき氷機・アイマスク白杖・点字板・テント・ミュージックベル等の福祉活動機材貸出を行います。（一部有料）

キ ボランティアサークル等活動費助成事業

- ① ボランティアサークル活動助成
- ② ボランティア活動保険助成

ク 水戸市ボランティア連絡協議会の支援及び助成

水戸市福祉ボランティア会館で開催されるボランティアまつり in ミオス等、水戸市ボランティア連絡協議会活動を支援します。

ケ ボランティアサークル活動パネル展の開催

水戸市福祉ボランティア会館を会場にボランティア体験月間（7月～8月）にボランティアサークルの活動を紹介するパネル展を開催します。

コ ボランティア活動保険及びボランティア行事保険加入促進

サ 物品の預託及び配分

シ 茨城県央ボランティア連絡会の参加協力

県央地区（水戸市・笠間市・小美玉市・茨城町・大洗町・城里町）のボランティア活動の振興を図り研修交流会等に参加します。

ス ボランティア関係会議等に参加協力

(19) 災害支援ボランティアセンター【重点】

作成した災害支援ボランティアセンター（設置・運営マニュアル）の検証に向けた基本防災訓練の実施と水戸市、関連機関との共同による災害支援ボランティアセンター運営体制の整備

(20) 地域福祉活動計画（第3次）策定に向けた準備【新規】

3 相談支援等事業

障害者、高齢者及び生活困窮者などからのあらゆる福祉相談の窓口として、相談者の立場に立って対応していきます。

(1) 支援センター

ア 水戸市障害者生活支援センターの運営（市より受託）【重点】

障害者総合支援法に基づく、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業者及び障害者相談支援事業等を行います。

(2) 障害者就業・生活支援センター

ア 水戸地区障害者就業・生活支援センターの運営（国・県より受託）

国から雇用安定等事業を受託し、働きたいと就職を希望する方の相談及び在職者の職場巡回をし、職場定着支援や企業からの相談を行います。

県から生活支援等事業を受託し、一般就労しながら地域生活をしていくための相談と生活支援を行います。

(3) 生活困窮者自立相談支援室（市より受託）【重点】

生活困窮者から広く相談を受け付け、必要な情報の提供や助言を行うとともに支援の種類・内容等記載した計画を作成し、関係機関と連携し一体的に支援を行います。

ア 生活困窮者自立相談支援事業

イ 生活困窮世帯学習支援事業

貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の児童生徒に対し学習の支援や居場所づくりの拡大、保護者への進学相談を行います。

(4) 相談支援及び資金貸付事業

ア 生活福祉資金貸付事業（県社協より受託）

低所得者・障害者及び高齢者に対し、資金の貸付と必要な相談支

援を行い、経済的自立及び社会参加の促進を図ります。

イ 貸付金償還督促業務（同和対策福祉資金・生活つなぎ小口資金）

貸付の未償還者への督促相談と償還に関する事務を行います。

ウ 生活保護世帯等に対する生活資金の一時貸付（市生活福祉課対応）

生活保護世帯に認定されている世帯及び要保護世帯と認められる世帯を対象に、やむを得ない事情により一時的に生活費に困窮している場合に、生活資金の一時貸付を行います。

エ 行路人の援護（市生活福祉課対応）

旅行中に困窮し移動が困難な者に対し、人道的観点から目的地への旅費等の一部を支給します。

(5) 権利擁護サポートセンター

権利擁護サポートセンターは、認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者などの理由により、判断能力に支援を要する方の権利を擁護するとともに、権利が損なわれた場合に相談に応じることにより、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように支援を行います。

ア 県央地域成年後見支援事業【重点】

定住自立圏構想により、県央地域の市町村が連携して成年後見制度の普及啓発、成年後見制度に関する相談支援、市民後見人の養成及び活動支援、法人後見団体の養成を行います。また、首長申立てによる被後見人等に対し、成年後見を法人として受任します。

イ 日常生活自立支援事業（県社協より受託）

判断能力が不十分な方を対象に、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭の出し入れ、生活に必要な利用料などの支払い手続きを行うとともに、年金手帳や預金通帳等の預かりを行います。

4 生活支援事業

障害者から老人、乳幼児といった幅広い範囲の事業を管轄する生活支援課では、各事業の情報や技術を共有しながら人権を尊重したより良いサービスの提供に努めていきます。

(1) 水戸市身体障害者生活支援施設いこいの運営

(市より指定管理・指定障害者支援施設・指定障害福祉サービス)

主に身体障害者を対象とし、24時間体制で健康で充実した日常生活が送れるよう、施設入所支援、生活介護及び短期入所のサービスを提供します。

(2) 水戸市福祉作業所むつみの運営

(市より指定管理・指定障害者福祉サービス)

主に在宅の重度知的障害者を対象とし、生活介護事業では利用者それぞれの特性に応じた集団・個別の支援を実施します。また生活能力の維持・向上を目的とした自立訓練事業を随時行います。

(3) 水戸市身体障害者福祉センターつどいの運営

(市より指定管理・指定障害福祉サービス)

主に在宅の身体障害者を対象とし、生活介護事業では介護とともに集団・個別の活動支援を提供し在宅生活の支援を行います。また、市内居住の身体障害者とその家族を対象に、各種文化講座の開催、地域交流や啓発活動などの福祉センター事業を行います。

(4) 水戸市立開江老人ホームの運営 (市より指定管理・養護老人ホーム)

自治体からの措置により、比較的身辺自立のできる高齢者を対象に、生活支援、保健衛生、余暇活動等のサービスを24時間体制で提供します。

(5) 水戸市障害者教養文化体育施設水戸サン・アビリティーズの運営

(市より指定管理)

障害者を対象に体育室等の各部屋の貸出や交流を目的とした講座を開催するとともに、施設の利用促進を図り管理運営を行います。

(6) 水戸市身体障害者デイサービスセンターあかつかの運営

(市より指定管理・指定障害福祉サービス)

主に在宅の身体障害者を対象に、障害程度に応じた介護と、送迎、入浴、給食等のサービス、機能訓練や行事などの活動を提供します。

(7) 水戸市老人デイサービスセンターあかつかの運営

(市より指定管理・指定居宅サービス事業)

在宅の要介護・要支援高齢者を対象に、必要に応じた介護と、送迎、入浴、給食等のサービス、機能訓練や行事などの活動を提供します。

(8) 一時預かり事業所あかつかスマイルキッズの運営 (補助事業)

保護者の子育てを支援するとともに、児童の健全な育成を図るために

未就学児の一時預かりを行うほか、併設する身体障害者・老人デイサービスセンター利用者との交流による共生型福祉事業を行います。

(9) 水戸市社会福祉協議会在宅福祉サービスセンターの運営

(自主事業・指定居宅介護支援)

介護保険を利用する介護の必要な方や家族の要望を尊重し、心身の状態や家庭の状況を考慮して、適切な介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。

(10) 介護保険認定調査室の運営（市より受託）

指定市町村事務受託法人として、介護保険要介護認定区分の新規及び更新調査等を行います。

(11) 訪問サービス事業所みらいの運営（自主事業・指定障害福祉サービス）

在宅の障害者を対象に、居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・移動支援及び福祉有償運送事業を行います。

(12) 計画相談支援室ケアプランセンターりぼんの運営

(自主事業・指定計画相談支援)

主に法人内のサービスを利用している障害者を対象として、福祉サービス利用時に必要なサービス等利用計画の作成や関係機関、事業所との調整を行います。

5 就労支援事業

就労支援施設に求められている工賃向上や一般企業への就職に向けて、利用者の支援に努めていきます。

(1) 水戸市身体障害者就労支援施設のぞみの運営

(市より指定管理・指定障害福祉サービス)

主に身体障害者を対象とし、作業種目として、印刷・縫製・軽作業を行い、就労移行及び就労継続B型事業のサービスを提供します。

(2) 水戸市知的障害者就労支援施設はげみの運営

(市より指定管理・指定障害福祉サービス)

主に知的障害者を対象とし、作業種目として、クッキー・園芸・軽作業を行い、就労継続B型事業のサービスを提供します。

(3) 水戸市知的障害者就労支援施設みのりの運営

(市より指定管理・指定障害福祉サービス)

主に知的障害者を対象とし、作業種目として、パン・クッキー・清掃作業を行い、就労継続B型事業のサービスを提供します。

(4) 就労支援事業所水戸市リサイクルセンターの運営

(市より受託・指定障害福祉サービス)

主に知的障害者を対象とし、空きビン空き缶の選別作業を行い、就労移行及び就労継続A型事業のサービスを提供するとともに、第1号職場適応援助者事業を行います。

(5) 就労支援事業所あかつかの運営 (市より受託・指定障害福祉サービス)

主に知的障害者を対象とし、市福祉ボランティア会館の清掃や喫茶はーとの運営、ごみ収集作業を行い、就労継続B型事業のサービスを提供します。

(6) 知的障害者等生活訓練事業 (市より受託)

主に知的障害者を対象にした余暇活動及び生活訓練を土曜日又は日曜日に行います。

※ 【新規】は新規事業，【重点】は重点事業を表します。